

現代における文化財保存と地域住民

（史跡鞠智城跡の保存と活用、そして継承）

文化庁文化財部記念物課主任調査官

磯村幸男氏



磯村幸男

(いそむら・ゆきお)

北海道大学卒業。福岡県教育庁文化課勤務。
平成8年から現職。

1 はじめに

表題は、ちょっと大それた名前を付けすぎた気がしていますが、文化財の保存と保存した後どういうふうにそれを整備、活用して、いかに後世に伝えていくのかということについてお話ししたいと考えています。古代山城さんじょうそのもの、あるいは東北の城柵など古代における城柵関係の遺跡についての説明は、パネルディスカッションのなかで、それぞれご専門の先生方が細かに説明されると思います。

まず、古代山城と鞠智城との歴史的位置付けは次ページの図のとおりです。この図は東大出版会から十年前くらいに刊行された『図解 日本人類遺跡』という本に掲載されている東北の城柵の代表的な遺跡と西日本の古代山城関係遺跡の分布図を参考にしています。

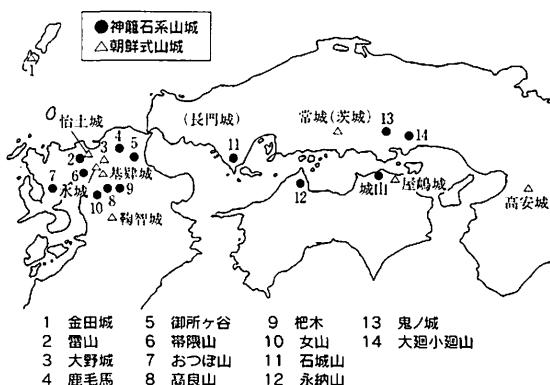
私は文化庁に勤務して八年目になります。それ以前は福岡県の教育委員会で同じように文化財の仕事をしていました。大野城、大宰府、水城、あるいは県内の神籠石といわれる遺跡についてかなりかかわった経験があります。鞠智城も同様ですが、発掘調査の歴史は二十年から三十年たっています。個々の遺構の説明は進んでいきますが、いまだに全体像が見えません。

大野城や基肄城、水城などは『日本書紀』に築城の記事が載せられています。それ以外の通常の朝鮮式山城といわれるものは、修復記事だけが載せられているものなどがあり、築城がいつだったのか分からない遺跡もあります。神籠石などの古代山城については、そういう記事さえも載せられていま

せん。築城時期あるいは、なぜこの立地なのか、いまだに解明されていない多くの課題があります。そういう意味では古代における山城、特に日本の山城は、まだまだこれから解明すべき課題がいっぱいあるわけです。中世にもいろいろな砦や山城が造られますぐ、古代の大規模な山城は、そういうものに比べて規模の大小はありますが、例えば大野城を見ると規模が非常に大きいのです。そうした意



第1図 東北地方の城柵跡



第2図 西日本の山城跡

味での規模の面から、立地の面から、あるいはなぜ、どうして、いつ造られたのかというように、古代山城に関する課題はいっぱいあると思います。

そうした疑問を踏まえて考えると、鞠智城跡が国指定史跡になつたことが終着点ではないわけです。鞠智城が平成十六年二月二十七日に指定になつたのは一つの通過点なのです。これからまだ解明しなければならないこと、あるいは、どういうふうに調査をしなければいけないとか、どう整備をしなくてはいけないかなど、課題がいっぱいあるわけです。ここにご出席の皆様方により鞠智城に関心をもつていただき、後世によりよく伝えていくような形ができあがれば非常にありがたいと思います。私はたまたま文化庁において、鞠智城跡の保存について県や地元の方からいろいろご相談を受けながら一緒に進めてきましたので、そんな感想をもつています。

2 文化財の保存と地域住民

それでは、文化財一般の保存とはどういうものか。私は現在、文化庁の記念物課という部署にいます。日本の史跡名勝天然記念物の一体的な保存を担当している課です。それは実際どういうもので、どういうふうに保存のシステムとして進められていくのか。それをお話ししたいと思います。皆さんに「記念物」とはどういうものなのかを知つていただくために、記念物の保護と仕組みについて、「歴史とふれあい現代に活かすために」というパンフレットを作成しています。そのなかの「記念物って何だろう?」(13ページ参照)には、非常に分かりやすい言葉で説明が書いてあります。

文化庁記念物課が仕事をしていく上で、よりどころになるものがあります。それが文化財保護法という法律です。文化財保護法の第一条に文化財の定義が示してあります。そのなかに記念物についても具体的に記されています。その①は貝塚、古墳、都城跡など。②は庭園、橋梁、峡谷など。③は動物、植物および地質鉱物などです。①が史跡です。鞠智城などのような遺跡や遺構に対するもの。②が名勝です。庭園関係を想像していただくといいでしよう。国指定名勝とかいうものがこの類のものです。③は動物、植物および地質鉱物。菊鹿町の「アイラトビカズラ」などの特別天然記念物は③に類するものです。動物ではニホンカモシカなどが該当します。地質鉱物なども天然記念物として③に挙げられます。こういうものが文化財の定義として一般的に取り上げられており、そのなかで特に重要なものについて国として保存していくことになります。

では具体的に、どんなものを保存していくのか。

それぞれ指定のための基準を設けています（14ページの指定基準参照）。史跡のうち、特に重要なもののについて指定していくという指定基準をあげてあります。鞠智城跡は、二番目の都城跡、国郡府跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡に該当します。このように、それぞれの史跡分野で文化財について該当するものを挙げて指定基準に基づく保存として指定していくわけです。

一般的に遺跡の保存がどういうふうに行われるのかというと、「記念物の保護」として、発見、保存、整備・活用までと書いてあります（17ページ参照）。文化財の保存は、もともと分かっていて価値も定められていて、それがある程度所有者の同意を得られるとか、評価がきちんと定まつたうえで保存される場合と、例えば埋蔵文化財の特に新聞・マスコミなどでよく発掘調査の結果、日本最古のものと

記念物って何だろ??

記念物とは、以下の文化財の総称です。（文化財保護法第二条）

- ① 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの
- ② 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
- ③ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自然地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの

文部科学大臣は、これらの記念物のうち、重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（史跡名勝天然記念物」と総称）に指定し、そのうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物に指定します。（文化財保護法第六九条）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史跡

左に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことができないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景觀の優秀なもの、名所のあるいは學術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは學術的価値の高いもの。

名勝

- | | | | | | | | |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|-------------|---------------------|----------------|----------------|---------------------|
| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 |
| 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 | 政治に関する遺跡 | | | | | | |
| 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡 | 醫療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 | 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 | 墳墓及び碑 | 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類 | 外国人及び外国人に関する遺跡 | | |
| 展望地点 | 山岳、丘陵、高原、平原、河川 | 火山、温泉 | 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼 | 湖沼、湿原、浮島、湧泉 | 峡谷、瀑布、溪流、深淵 | 鳥獸、魚虫などの棲息する場所 | 花樹、花草、紅葉、綠樹などの樹木、築堤 |

●特別史跡
史跡のうち學術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの。

天然記念物

左に掲げる動植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの。

1 動物

①日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地②特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地③自然環境における特有の動物又は動物群聚④日本に特有な畜養動物⑤家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地⑥特に貴重な動物の標本

2 植物

①名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢②代表的の原始林、稀有の森林植物相③代表的高山植物帶、特殊岩石地植物群落④代表的な原野植物群落⑤海岸及び沙地植物群落の代表的なもの⑥泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの⑦洞穴に自生する植物群落⑧池泉、温泉、湖

3 地質鉱物

①岩石、鉱物及び化石の産出状態②地層の整合及び不整合③地層の褶曲及び衝上④生物の働きによる地質現象⑤地震断層など地塊運動に関する現象⑥洞穴⑦岩石の組織⑧温泉並びにその沈殿物⑨風化及び侵蝕に関する現象⑩硫気孔及び火山活動によるもの⑪冰雪霜の営力による現象⑫特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

か当該地域における最古とか最大とかいうような表題で報道されますが、いろいろな調査で発見されるものもまだあるわけです。発掘調査の結果、発見される場合もありますし、それ以外の不時発見といって、工事をやっている途中で発見されたというケースもあります。

そういう発見されたものについて、そのモノの価値がどういうものであるのかをきちんと見定める必要があります。価値がきちんと見定められてはじめて、それが重要なものであるならば何とか保存の手立てをとつていこうと、次のプロセスとして行われるわけです。ただ現実は、埋蔵文化財の発掘調査は全国で年間何万件も行われています。実際、保存の手立てがとられるのは、そのうちの一%もありません。ほとんどのものが記録にとどまり、消滅しているのも事実です。ただ、そのなかでもきちんと残る状況のものはきちんと残して、どう後世に保存していくか、継承していくのかということが一番大事だと思います。

保存の手立てがとられるといつても、法律によれば、国がそういうものの保存を指定できると書いてあります。現実の問題としては、史跡の指定は土地を指定するわけですから、その土地の所有者の方が同意しないと、または理解を得られないと指定はできず、保存はできないのです。そういう意味では、「残したいけれども残せない」ということもあります。一方的に「これが重要だから残します」というわけにはいかないのです。保存に当たっては法律にもきちんと財産権なり、所有権を尊重しなさいと書いてあるわけですから、それらをきちんとしたうえで、所有者の方の理解を得ながら保存に向けて実際の作業は進められているというのが現実です。

記念物の保護

発見・保存から整備・活用まで

記念物を史跡名勝天然記念物に指定し、適切に保存し、親しめるものとして整備・活用するまでには、おおむね下の図のようなプロセスをたどります。

一般的に記念物が各種の調査を経て発見され、史跡名勝天然記念物に指定され、整備や活用が行われるまでには長い期間を要します。その間に、記念物が本来もつている価値を十分に引き出すためには、適切で明確な目標や理念を定め、段階を経て体系的な手順を踏むことが大切です。

発見・調査

記念物の文化財としての価値や範囲を明らかにするために綿密な調査を行い、重要なものを選択します。

保 存

選択した記念物を、文化財保護法に基づいて史跡名勝天然記念物に指定し、保存のためのさまざまな措置を行います。

整備・活用

保存された記念物の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活にも活かすために、各地でいろいろな取り組みが行われています。

3 文化財の保存・継承

保存するという意味では、広範囲になればなるほどそのための努力、労力は膨大な量になります。鞠智城の保存について県の方たちは地元の方たちと話し合いを重ねてこられました。同意をいただくためにかなりの労力を使われ、保存にこぎつけられたと理解しております。そういう労力については評価するところがあります。よく同意していただいた、よく全体が保存できたということに非常に感慨深いものがあります。

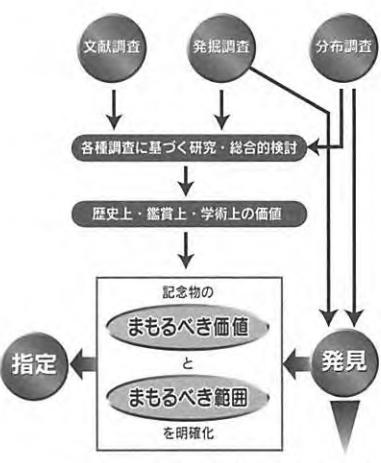
同時に史跡に指定された後、保存に向けてどうするのか。戦前まで記念物指定は、指定したことで保存できたのだからこれでいいのだという時期もありました。ただ現在は、文化財は残す、保存する、指定するだけではなかなかうまくいきません。その価値を国民・地域の方々にどう分かっていただのか。そのためにどうしたらしいのか。価値を分かつていただくことによつてそのものがより後世に伝えられていく面もあるわけですから、一人だけ分かつていればいい、一部の人たちだけが分かつていればいいというだけでは、文化財の保存はなかなかうまくいきません。整備するなかで、こういうものはこういう内容のものなのだよ、こういうものが建つていたんだよというように、いかに大多数の方にその史跡の価値を分かつていただか。貴重なものであるのならばきちんと残していくこうという発想のなかで後世に継承されていく。そうでないと、今の文化財の保存はなかなか理解を得られない状況になっています。現実的にそういうなかでいろいろな整備や活用がなされています。

ただ、整備・活用がされるようになったのは、二三十年くらいの話です。ですから、本当に整備・活用がよかつたのかどうなのか、その結果はまだ評価が十分に得られていないわけではありません。今後五十年、百年たって、その整備・活用の手法が本当に文化財にとってよかつたのかの判断が下されるのです。今の時期、今生きているなかで、いかにそういうものを分かっていただき。そのための整備・活用ではこういう形が一番いいのだという手法でやっていく。それが文化財を後世に残すため、継承するため大事なことではないかと思います。

現実的に文化財を保存するという事務的作業として、どんなことがされるのか。まず、所有者の方の同意を得られなくてはいけない。そうしたうえで、国指定の場合は文部科学大臣が実際指定行為を行います。その審議会のなかに文化審議会があります。

ります。文化財分科会というのが実質的な諮問答申、審議を行うところです。もっと具体的には第三専門調査会というところで、いろんな専門の先生たちが指定されるか、指定に値するかどうかを審議されます。それに基づいて答申がなされたものが、その後正式に指定になります。

文化財保護法上指定になるということは、国立印刷局が毎日発行している官報に登載されて初めて法律的に指定になるということです。鞠智城



指定のための調査や研究

の場合、その結果が平成十六年二月二十七日であった。官報に登載された日がその日でした。

4 保存・活用の観点

それでは、具体的にどのような整備をしたらよいのか。整備の考え方はどうあつたらよいのでしょうか。長野県の更埴市（現・千曲市）に森将軍塚古墳という国指定史跡があります。この史跡を例に古墳の整備の進め方、あるいは整備から活用に至るまでを簡単に説明しましょう。まず、森を伐採した後に古墳の全容が現れ、その後に発掘調査が実施されます。発掘調査により石室が検出されると、石室の状況や古墳の全景などが解明され、その結果、発掘調査の成果に基づいて古墳が復元されます。

復元された古墳の活用は、どういうふうになっているのか。こここの古墳の場合は、森将軍塚古墳祭りというイベントを行っています。と同時に、整備したらその後の管理という問題があります。この古墳は葺石で造られている古墳ですので、葺石とかその間から生えてくる草などの除草の管理がかなり大変です。

文化財はこのように調査されて、その成果に基づいて整備されます。整備されたものを今後どういうふうに活用していくのか。活用すると同時にその整備したものはどう管理していくか。そういう形である程度きちんと計画をもつて対応しないと文化財の整備・活用は難しいのではないか。その場その場で対応するのは、なかなか難しいのではないかと思っています。

これらの整備の一例として香川県の讃岐国分寺などを挙げています。秋田県仙北町にある払田柵跡



樹木を伐採して全容を現した古墳。
前方後円墳の前方部から後円部を望む

森將軍塚古墳 —調査から復元まで—



発掘調査で解明されていく古墳



調査をもとに復元された古墳



発掘調査で姿を現した石室

は、東北の城柵の一つですが、ここでは門を復元しています。立体的な復元をする例というのも最近ではかなり出でてきています。いろいろな建物復元とか模型を作成して復元することもあります。熊本県の例でいうと、下益城郡城南町の塚原古墳群の整備、人吉市で行われている大村横穴の整備、むしろ保存修理というようなものですが、これらはいかに後世に伝えていくかということで保存修理を行っています。

5 現代に生きる私たちの役割

福岡市の板付遺跡では水田を復元しました。地域の小学生たちに田植えや稲刈りをしてもらつて収穫祭や餅つきをしたりしています。そのほか遺跡を舞台にしていろいろなお祭り、イベントなどをやっているところもあります。イベントなどはお金のかかる部分がありますから、継続していくのは、かなり大変です。それをどうするのか、行政がすべてそれを賄うべきものなのか。今の行政は財政が厳しい時代になつていますので、予算がどんどん削られて活用の規模がどんどん縮小しています。行政だけでは難しいでしょう。イベントや活用も含めて周りの人たちと地域的なつながりのなかで、いかに維持していくのかが一番必要なことです。整備まではある程度お金はかけるのですが、それ以後の活用とか管理となるとお金がない、または出てこない。そういう意味では単に行政だけの問題ではなく、地域に住んでいる人たちと一体となつていかに文化財をうまく生かし、なおかつ継承していくのかということに、これからいろいろ知恵を出していかねばならないと思つております。



残された古墳の墳丘を土や草で覆つて保護する。
史跡 塚原古墳群（熊本県城南町）



風化防止の最新技術を用いて横穴群の掘られた岩盤を保存する。
史跡 大村横穴群（熊本県人吉市）

行政で文化財を専門にしている担当者の人たちは歴史をやつている人もいますが、ほとんどが埋蔵文化財、考古学、発掘調査を専門にしている人たちが多いようです。その人たちがどれだけ地域に入つていけるか、いかにうまく良好な形でもつていけるかが、ある意味では今後の保存・活用にかかっている部分があることも確かです。そういう意味では、文化財保護の仕事は、文化財の担当部局の人によるところもかなりあると思います。人と人の関係、人的関係のなかで文化財が良好に保存・活用され、継承されていく部分が多くあります。

私はそういう意味で文化財の担当者たちに会うたびに言うのですが、自分たちが文化財の専門家という枠にとらわれずに、もっと広い視野を持つてほしい。いかに周りの人たちを味方に付けて仕事をやっていくか、そういう仕事のなかで文化財の保存と活用を考えてほしいと思っています。逆に言えば、地域の住民の方たちもいつしょになつて、いかに文化財を考えていただくのか。それが今の時代、これから時代に一番大事なことではないかと思つています。

古写真や史料、発掘調査の成果をもとに復元整備された近世の大書院。

史跡 篠山城跡（兵庫県篠山市）



町の中にある大規模遺跡も、10分の1の模型で全体像がよく分かる。

史跡 斎宮跡（三重県明和町）



発掘成果をもとに復元された外郭南門と柵列。
史跡 払田柵跡（秋田県大仙市）

